

ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護利用料・その他の費用

2019.10.1

- 1 介護保険給付サービス料金、2 その他の介護保険給付サービス料金、3 その他の利用料、
4 盛岡市長が定める額の生活費等

1 介護保険給付サービス料金（利用者負担割合が1割の場合の自己負担額）

	基本料金	夜間看護体制 加算	機能訓練 体制加算	合計
要支援1	181 円/日	—	12 円/日	193 円/日
要支援2	310 円/日	—	12 円/日	322 円/日
要介護1	536 円/日	10 円/日	12 円/日	558 円/日
要介護2	602 円/日	10 円/日	12 円/日	624 円/日
要介護3	671 円/日	10 円/日	12 円/日	693 円/日
要介護4	735 円/日	10 円/日	12 円/日	757 円/日
要介護5	804 円/日	10 円/日	12 円/日	826 円/日

2 その他の介護保険給付サービス料金（利用者負担割合が1割の場合の自己負担額で、該当者のみの加算）

退院・退所時連携加算	30 円/日	医療提供施設を退院・退所して入居した場合、入居後 30 日間加算されます。
医療機関関連加算	80 円/月	主治医等に健康状況等の情報を提供するなど連携を図ります
若年性認知症入所者受入加算	120 円/月	若年性認知症の方に適した介護サービスを行います。
口腔衛生管理体制加算	30 円/月	口腔ケア・マネジメント計画に基づき、歯科医師・歯科衛生士の助言指導のもとに適切な口腔ケアを行います。
看取り加算	144 円/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下の場合
	680 円/日	死亡日 2 日・3 日の場合
	1,280 円	死亡日の場合
サービス提供体制強化加算(イ)	18 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が 100 分の 60 以上の場合
サービス提供体制強化加算(ロ)	12 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が 100 分の 50 以上の場合
介護職員処遇改善加算 (I)	介護報酬により算定した基本料金及び加算利用料金の合計（自己負担額）の 1,000 分の 82 に相当する額	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	介護報酬により算定した基本料金及び加算利用料金の合計（自己負担額）の 1,000 分の 18 に相当する額	

3 その他の利用料（介護保険給付の対象外のため、次の負担が必要です）

個人の希望による外出介助、協力医療機関以外の通院介助	1,000 円/回	
一般的な日用品以外の買い物代行	1,000 円/回	
標準的な回数（標準は週 2 回）を超えて介助により入浴を行う場合	2,000 円/回	
預り金管理料	100 円/日	
衣類、化粧品、嗜好品等の日用品一般	実費	
おむつ代	実費	
クリーニング代	実費	
医療費、インフルエンザ予防接種代、健康診断費用	実費	
杖、シルバーカー、車椅子など、個人で使用する福祉用具	実費（レンタル 斡旋あり）	
理容美容代	実費	
レクリエーション、クラブ活動	工作等を行う場合の材料費	実費
	屋外行事の際の食事代等	実費

4 盛岡市長が定める額の生活費等

（単位：円）

対象収入による 階 層 区 分	生活費 (冬季加算)	サービ スの提 供に要 する費 用	居住に要する費用			合算額	
			管理費	家賃		A・B タイプ (冬季利用料金)	C タイプ (冬季利用料金)
				A・B タイプ	C タイプ		
1 1,500,000 以下	44,810 (6,630)	10,000	8,000	23,500	31,200	86,310 (92,940)	94,010 (100,640)
2 1,500,001 ～1,600,000	44,810 (6,630)	13,000	8,000	23,500	31,200	89,310 (95,940)	97,010 (103,640)
3 1,600,001 ～1,700,000	44,810 (6,630)	16,000	8,000	23,500	31,200	92,310 (98,940)	100,010 (106,640)
4 1,700,001 ～1,800,000	44,810 (6,630)	19,000	8,000	23,500	31,200	95,310 (101,940)	103,010 (109,640)
5 1,800,001 ～1,900,000	44,810 (6,630)	22,000	8,000	23,500	31,200	98,310 (104,940)	106,010 (112,640)
6 1,900,001 ～2,000,000	44,810 (6,630)	25,000	8,000	23,500	31,200	101,310 (107,940)	109,010 (115,640)
7 2,000,001 ～2,100,000	44,810 (6,630)	30,000	8,000	23,500	31,200	106,310 (112,940)	114,010 (120,640)
8 2,100,001 以上	44,810 (6,630)	32,307	8,000	23,500	31,200	108,617 (115,247)	116,317 (122,947)

注記

- 1 か月の利用料は、盛岡市長が定める「対象収入による階層区分」別の額の生活費及びサービスの提供に要する費用（事務費）、居住に要する費用（管理費及び家賃）の合算額となります。
- 2 自室において使用する水道、電気、電話等の利用料は、自己負担となります。
- 3 付記
 - (1) 生活費欄の（ ）内は、11 月から 3 月までの冬季加算となります。
 - (2) 対象収入による階層区分欄は、前年の収入から税金、医療費、社会保険料等を控除した額となります。
- 4 入居時に保証金として 30 万円をお預りいたします。保証金は、退居時に必要な居室内の清掃、修繕等に要する経費に充当し、残額はお返しいたします。また、利用料の支払いが遅延した場合にも、充当させていただきます。
なお、不足額が発生した場合は、差額をお支払いいただきます。
- 5 利用料金は、盛岡市長の定める額の改定又は物価の変動等により、改定することがあります。